平成２９年（フ）第７６７号
札幌市北区新琴似９条７丁目３番５号　ＳＫ72―201号
債務者　佐々木勇馬
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７６号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番４―401号
債務者　澤田　美枝
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８２号
札幌市清田区清田６条３丁目９番７号　クラージュ清田101号
債務者　多田由貴香（旧姓澤野）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１８号
札幌市北区北21条西７丁目２番32―401号
債務者　安田　摩弥
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２３号
札幌市中央区宮の森１条10丁目６番31号　ドエルサード101号
債務者　野崎　良太
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６号
山形県酒田市坂野辺新田丙98番地の11
債務者　佐藤　瑠美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第７２号
群馬県前橋市上佐鳥町475番地２　三野アパート　105号
債務者　冨岡　敬二
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８４号
群馬県前橋市荻窪町1227番地　立川コーポ椿荘　２号
債務者　今井　邦雄
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９２号
群馬県前橋市表町１丁目１番19号
債務者　茂木　愛子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９７号
群馬県前橋市青梨子町1331番地　Ｄ―101号
債務者　髙橋　香織
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１号
群馬県前橋市荒牧町３丁目12番地12　ジェノア　103号
債務者　武内　雅人
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０２号
群馬県前橋市下細井町326番地　吉田アパート　101号
債務者　中野　修司
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１０号
群馬県前橋市龍蔵寺町117番地１　ロイヤルマンションＺＥＲＯ　306号
債務者　内藤　正教
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７号
群馬県伊勢崎市除ケ町332番地１
債務者　清水　邦宏
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１号
群馬県前橋市広瀬町２丁目20番地　ＳＡ―303号
債務者　川田　弘明
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４号
京都市右京区梅津後藤町29番地12
債務者　槇尾　夏穂
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
京都市東山区今熊野南谷町８番地
債務者　不破由吏江
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係